

厚岸町規則第5号

厚岸町太田活性化施設条例施行規則をここに公布する。

平成27年2月16日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町太田活性化施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可等)

第2条 条例第7条第1項の規定により厚岸町太田活性化施設（以下「活性化施設」という。）の利用の許可を受けようとするものは、利用しようとする日の3日前までに利用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請をしたものに、活性化施設の利用を許可したときは利用許可書（別記様式第2号）を、不許可としたときは利用不許可通知書（別記様式第3号）を、いずれも利用許可申請書を受理した日から2日以内に交付するものとする。

3 前項の規定により利用許可書の交付を受けたもの（以下「利用者」という。）が、活性化施設の利用を中止し、又は変更しようとするときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(利用許可書の携帯)

第3条 利用者は、活性化施設を利用の際、利用許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の後納)

第4条 条例第11条第2項ただし書の規定により利用料金の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 利用許可時間を超えた分の利用料金を納付する場合

(2) 官公署の利用に係る利用料金を納付する場合

(3) その他やむを得ない理由がある場合

(利用料金の免除)

第5条 条例第11条第7項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として利用する場合は、この限りでない。

(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。

(2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。

(3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。

(4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその介助を行う者が利用するとき。

(5) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 利用料金の免除を受けようとするものは、利用料金免除申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第4号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又はそれを証明できるものを利用の際提示することにより申請に代えることができる。

3 指定管理者は、前項の申請をしたものに、利用料金の免除を決定したときは利用料金免除決定書（別記様式第2号）を、却下したときは利用料金免除申請却下通知書（別記様式第3号）を、いずれも利用料金免除申請書を受理した日から2日以内に交付するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 利用日の3日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合

(2) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、活性化施設の利用ができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとするものは、利用料金還付申請書（別記様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の許可)

第7条 条例第13条の規定により特別の設備等の許可を受けようとするものは、利用申請の際に指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用後の点検)

第8条 利用者は、活性化施設の利用が終わったときは、直ちに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(管理)

第9条 指定管理者は、建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）を常に善良に管理し、その設置目的の効果的な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を整備点検しなければならない。

- (1) 建物等の保全
- (2) 火気の取り締まり及び点検
- (3) 施錠及び点検
- (4) その他町長が指示する事項

(報告)

第10条 指定管理者は、厚岸町太田活性化施設指定管理者基本協定書に基づき報告書を提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

利 用 許 可
厚岸町太田活性化施設
利用料金免除
申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所
申請者 団体名
氏 名

厚岸町太田活性化施設を、次のとおり利用したいので申請します。

利 用 責 任 者	住 所			利用人員	人
	氏 名				
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
利 用 室 名	利 用 時 間		施設利用料	利用適用区分	徴収利用料金
大会議室	時 分から	時間 分	円	通 常 2 倍 4 倍 免 除	円
	時 分まで				
会議室	時 分から	時間 分	円		円
	時 分まで				
和室 1	時 分から	時間 分	円		円
	時 分まで				
和室 2	時 分から	時間 分	円		円
	時 分から				
調理加工室	時 分から	時間 分	円	円	
	時 分まで				
宿 泊 利 用 (全 室)	年 年 月 日 日 時 時 分から 年 月 日 日 時 分まで				円
利 用 料 金 合 計			円		
免 除 申 請					
備 考					
摘 要	特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備え付け以外の器具を持ち込み利用するときは、備考欄に内容を記入し、関係書類等を添付すること。				

許可番号 第 号

利 用 許 可 書
厚岸町太田活性化施設
利用料金免除決定書

許可番号第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日申請のあった厚岸町太田活性化施設の利用許可・利用料金免除申請について、次のとおり（許可・決定）します。

利用責任者	住 所			利用人員	人
	氏 名				
利用目的					
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
利用室名	利 用 時 間		施設利用料	利用適用区分	徴収利用料金
大会議室	時 分から	時間 分	円	通 常 2 倍 4 倍 免 除	円
	時 分まで				
会議室	時 分から	時間 分	円		円
	時 分まで				
和室1	時 分から	時間 分	円		円
	時 分まで				
和室2	時 分から	時間 分	円	円	
	時 分まで				
調理加工室	時 分から	時間 分	円	円	
	時 分まで				
宿泊利用 （全室）	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				円
利用料金合計		円			
備 考	☐ 特別設備等の利用について、許可します				
許可条件 その他					

厚岸町太田活性化施設

利 用 不 許 可
利用料金免除申請却下

通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった「厚岸町太田活性化施設」の

利 用 許 可 申請については、次の理由により 不許可
利用料金免除 却 下 と決定しましたので、

通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

記

1 不許可の理由

2 却下の理由

厚岸町太田活性化施設利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所
 申請者 団体名
 氏 名

既に納入した厚岸町太田活性化施設利用料について、次の理由により、還付を申請いたします。

利用予定年月日	利 用 室 名	納 入 済 額	納 入 年 月 日	還 付 請 求 額
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
申 請 理 由				
振 込 先			口座 番号	

決 裁	指定管理者	代 理 者	担 当 者	
厚岸町太田活性化施設条例第12条ただし書及び同条例施行規則第6条の規定により還付してよろしいか伺います。				